

奈良県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田中歯科診療所	大和高田市礪野東町五―四五 市駅前ビル一階	平成二十八年十月 三十一日
朝倉診療所	生駒市谷田町八八の一―一番地	平成二十八年十二 月三十一日
さくらクリニック	橿原市八木町一―七一―一 大和 センタービル五階	平成二十九年一月 四日
医療法人南平整形外科	葛城市尺土二三〇番地の五	平成二十九年一月 十五日